

長浜北小学校

いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月改訂

Ⅰ いじめの防止等についての基本的な考え

・ 基本的理念

長浜市立長浜北小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

・ いじめの定義（第2条）

「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・ いじめの防止等の対策に関する基本理念（第3条）

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

・ 基本的認識と取組のポイント（本校の「いじめ解消に向けて」の資料より抜粋）

いじめの防止等は、**全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題**である。

いじめをなくすため、まずは**日頃から個に応じたわかりやすい授業**を行うとともに、**深い児童理解に立ち、生徒指導の充実**を図り、児童が楽しく学びつつ、**生き生きとした学校生活**を送れるようにしていく。**このように、発達支持的生徒指導の充実を図り、未然防止に努める**ことが重要と考える。

また、対応については、**早期発見・早期対応**を旨とした対応の充実を図る必要があり、**関係機関と連携**を図りつつ、問題を抱える**児童一人ひとり**に応じた**指導・支援**を積極的に進めていく必要がある。

以上を踏まえつつ、いじめ問題への対応については、次のような基本的認識に基づき、ポイントを押さえつつ、推進していくものである。

いじめについての大原則

「いじめ」は、どの子どもにも、どの学級にも起こり得る

○「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。

- ・「いじめは許されない」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ同様に許されない」ことを毅然として指導する。
- ・いじめを大人に伝えることは正しい行為であるとの認識を持たせる。

○いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。

- ・子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。
- ・いじめられている児童やいじめを告げたりすることによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すという意志を言葉と態度で示す。
- ・いじめで悩んでいる際、必ず友人・教師・家族に相談するよう、また、まして自傷したり、命を粗末にする行為をとったりするなど絶対にあってはならないことをメッセージとして伝え続ける。

○いじめ問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

- ・個性や差異を尊重する態度や、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
- ・様々な教育の場面で、命の尊厳、生きることの素晴らしさ・喜びなどについて子どもたちが実感できるように指導する。

○いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

- ・家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいの確保の重要性を繰り返し訴える。

○家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

- ・いじめへの対処方針等情報を日頃より積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。
- ・いじめに関する学校に寄せられた情報に対し、誠意を持って対応する。
- ・いじめ問題に関し学校・保護者・地域代表との意見交換の機会を設ける。
- ・家庭、地域に子どもたちのＳＯＳをキャッチするべく協力依頼をする。

めざす学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校

II いじめを未然に防止するための取組

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。すべての児童の居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことが大切である。児童は、日々様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれているが、自覚や自信によってストレスも減っていく。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことが、未然防止の第一歩である。

そのために、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。その基礎となるのが、児童にとってわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図ることである。学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め自尊感情を育むことができるように努めなければならない。

① 成就感をもたせ意欲を育てる授業づくり

児童にストレスをもたらす要因には、周囲との関係づくりがうまくいかないこと、授業が理解できない、ついていけない、おもしろくないという不満が関係している。授業中に児童の不安や不満が高められていないかをチェックしなければならない。そのため、授業改善によってわかる授業やできた喜びが体感できる学びを作り出すことが、ストレスの減少につながるのである。

授業における規律づくりも、安心して学びの場をつくるために大切にしなければならない。チャイムが鳴ったら着席する、正しい姿勢で聞く、発表の仕方や聞き方を指導する等によって、学習に規律をつくることで基礎・基本が身につき学習への意欲が生まれる。

② 「いじめは絶対に許さない」

「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通じて指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

③ 「いじめ未然防止教育」の充実

いじめの未然防止のための教育として、①児童一人ひとりが認められること（価値観や個性・国籍・男女・容姿・能力などの違いによって、差別されたりいじめられたりしないこと）、②お互いに相手を思いやること、③正しい判断力を身につけること、などが大切であると考ええる。

そこで、いじめの未然防止に努めるための教育を児童の発達段階をふまえ、系統的組織的に取り組むため、国語科・生活科・総合的な学習の時間・道徳・学級活動を中心に、いじめ関連として重点を置きたい「友情」・「親切」などの価値項目や「仲間作り」に関わる単元や内容を中心に年間指導計画をもとに計画的に指導していく。「いじめの未然防止教育」は、本来は全教育活動を通じて行うものであるが、「重点科目」を設置することで、児童も教師もいじめの未然防止をより一層意識するものとする。

④ 楽しく活動できる仲間作り

学校生活を楽しくくらすことは全ての児童の願いである。そのために、本校では、楽しい仲間作りに力を入れている。生活母体となる「学級集団での仲間づくり」、異学年で交流する「たてわり活動」、登校や地域での活動の集団となる「登校班や町別児童会活動」

などがある。児童一人ひとりがその集団に溶け込んで楽しく活動できるように配慮している。

⑤児童自ら取り組む活動

児童会（児童会・委員会・町別児童会など）や児童の自主的な活動により、児童自らがいじめの問題や人権教育について学び、主体的に考え、いじめの防止や人権保護を呼びかけるような取組を推進する。具体的には、人権集会における有志による劇発表や学年での詩・歌の発表、委員会活動では、生活委員会による「あいさつ運動」、運営委員会による「歩こう運動」など、様々な委員会で工夫した取組を行う。

⑥個に応じた指導の充実

課題を有する児童の状況を細かく観察すると、学校生活や学習に困難さを表している状況が見られる。軽度の発達障害をはじめ、理解に時間がかかる児童、人間関係を苦手としている児童、思いを言葉でうまく表現できない児童など様々な援助ニーズを求めている。そのニーズに迅速・適切に対応することによって児童のストレスは軽減され人間関係の向上や学校生活への意欲へとつながっていく。そのためには、児童の見立てと手だてを的確に行い、組織として児童一人ひとりを支援していく体制が必要である。本校では、課題を有する児童の個別の指導計画を作成し、個に応じた指導の推進を図っている。

⑦人権教育やいじめ問題に対する教師の感性を磨く

日頃何気なく使っている一言で児童の心を傷つけたり、個人格差や偏見を生み出したりしてはいけない。また、過剰な賞賛が返って褒められた児童をいじめに導いてしまうことがあってもいけない。さらに、「いじめられる側にも問題がある」といった間違った認識をもち、攻撃的な言動をとる児童や周りで見えていたりはやし立てたりしている児童を教師が見て見ぬふりをすることによって、いじめがより増長されることがあってもいけない。教師は人権教育やいじめ問題に対する感性を自らが磨き、正しく指導できるようにしておかなければならない。児童に対しては、一人ひとりの違いを認め合い、他者を理解しようとする心情を育成できるようにしなければならない。

Ⅲ 早期発見のための取組

早期発見の基本は、①児童のささいな変化に気づく、②気づいた情報を確実に共有する、③情報に基づき速やかに対応することである。児童の変化に気づかずに、いじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにすることは避けなければならない。そのために、次の３点を取組の柱とする。

①いじめの早期認知のための手だてを講じる

ア、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。日常的な記録とともに、「早期発見チェックポイント」による点検を定期的に行い、特に配慮を要する児童の記録を共有できるようにする。（『滋賀県ストップいじめアクションプラン』の中から、子どもたちのＳＯＳをキャッチしよう「早期発見チェックポイント」を活用）

イ、おかしいと感じた児童がいる場合には学年会における「子どもを語る会」や「いじ

め問題行動対策委員会」等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ、様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を十分に聞き、問題の早期対応にあたる。

エ、「いじめアンケート」を年3回（各学期に1回ずつ）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめを早期に発見する。いじめの疑い等があるときは、すぐに個人面談を行い、問題を速やかに解決するよう努める。

オ、日記等を書かせることにより、日頃から何気ないことでも担任へ打ち明けられるようにするとともに、担任は児童の考えや悩みを素早く把握することに務める。

カ、訪宅、電話連絡等を活用して、保護者と連絡を取り合い児童に変化がないか確認する。

②いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア、いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決にあたる。

イ、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ、傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

エ、校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ、いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やＳＣ、ＳＳＷと連携を取りながら、指導を行っていく。

③家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。

ア、いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談機関との連携を図っていく。

Ⅳ いじめが起こった際の対応

いじめやいじめか疑われる行為を発見した時は、「いじめ問題行動対策委員会」で情報を収集・整理し、事実関係の把握を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

いじめ関係が把握されたら、次の資料に基づき速やかに対応する。

①「重大事態対応フロー図」 （別添 資料２）

②「組織的な対応」 （別添 資料３）

③「被害児童への対応」 （別添 資料４）

④「加害児童への対応」 （別添 資料５）

⑤「周囲の児童への対応」 （別添 資料６）

いじめ問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格と人間性の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動の実践にも配慮し、その後の経過も見守り続けなければならない。

ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果をあげることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は、市教育委員会と連絡を取り、警察署と相談して対処する。特に、児童の生命や身体の安全、財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

ネット上のいじめに対しては、学校独自で対応することが困難と判断した場合は、市教育委員会と相談しながら対応を検討していく。必要に応じて法務局や警察署など外部の専門機関の援助を求める。それとともに、児童に情報モラルを身につけさせる指導を充実し、ネット上の不適切なサイトにアクセスしない、人を傷つける書き込みをしない、許さないといった安全安心なネット生活を送るための基盤づくりを図る。

V 校内組織 「いじめ問題行動対策委員会」

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ問題行動対策委員会」を常設する。

その役割等については、以下のとおりとする。

①役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行い、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

②構成する者

いじめ問題行動対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、担任、（養護教諭）、（特別支援コーディネーター）とする。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。

また、事案の性質等、必要に応じて、S S W、S C、家庭児童相談所、子ども家庭相談センター、弁護士、医師、警察官、教職経験者など外部専門家の参加を得る。

令和 7 年度

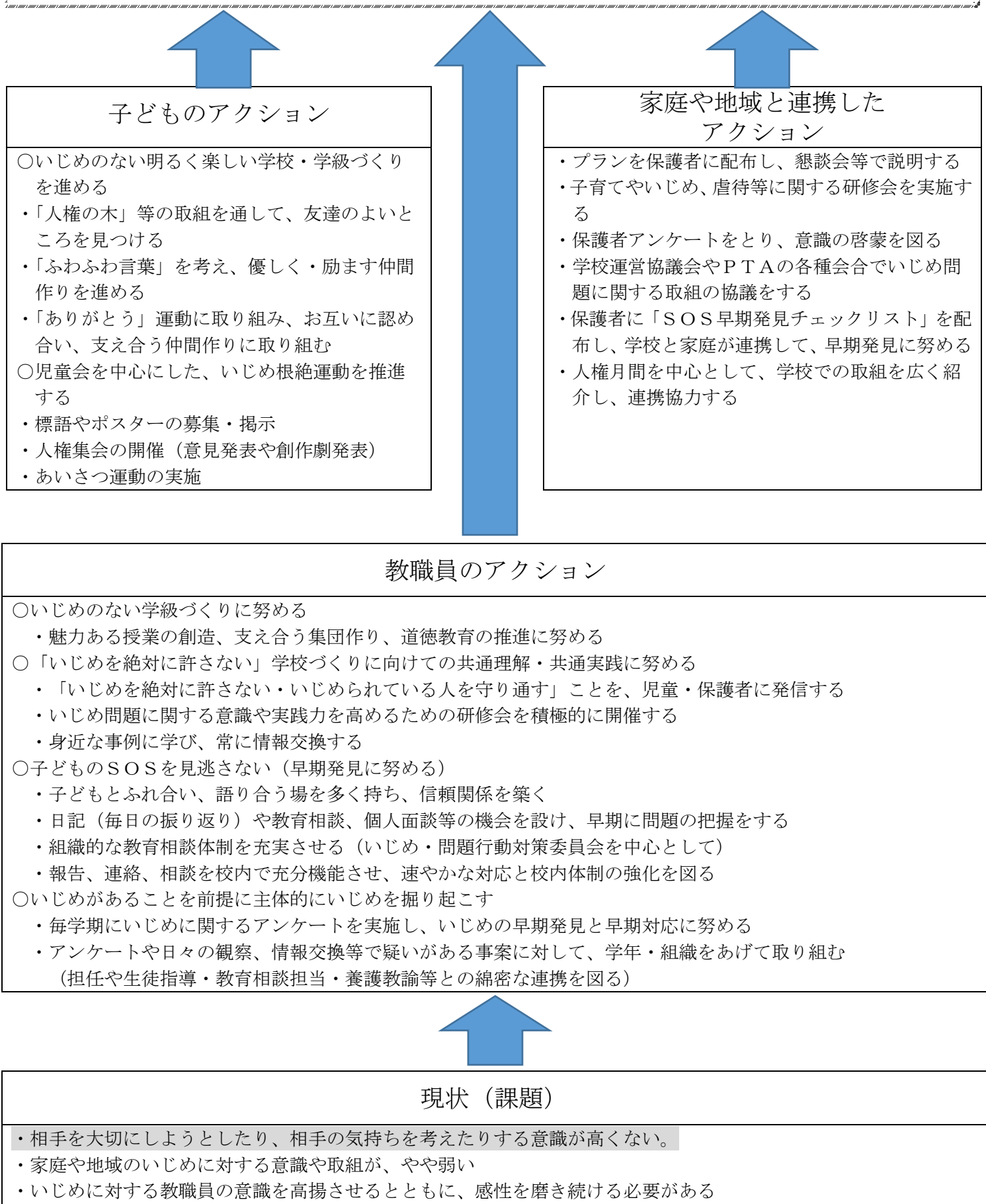
わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

長浜市立長浜北小学校

めざす学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校



重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第 22 条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を長浜市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 長浜市教育委員会に重大事態の発生を報告(※長浜市教育委員会から長浜市長等に報告)
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

長浜市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

【学校が調査主体の場合】

長浜市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

1：学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第 22 条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

2：調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

3：いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

4：調査結果を長浜市教育委員会に報告(※長浜市教育委員会から長浜市長に報告)

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

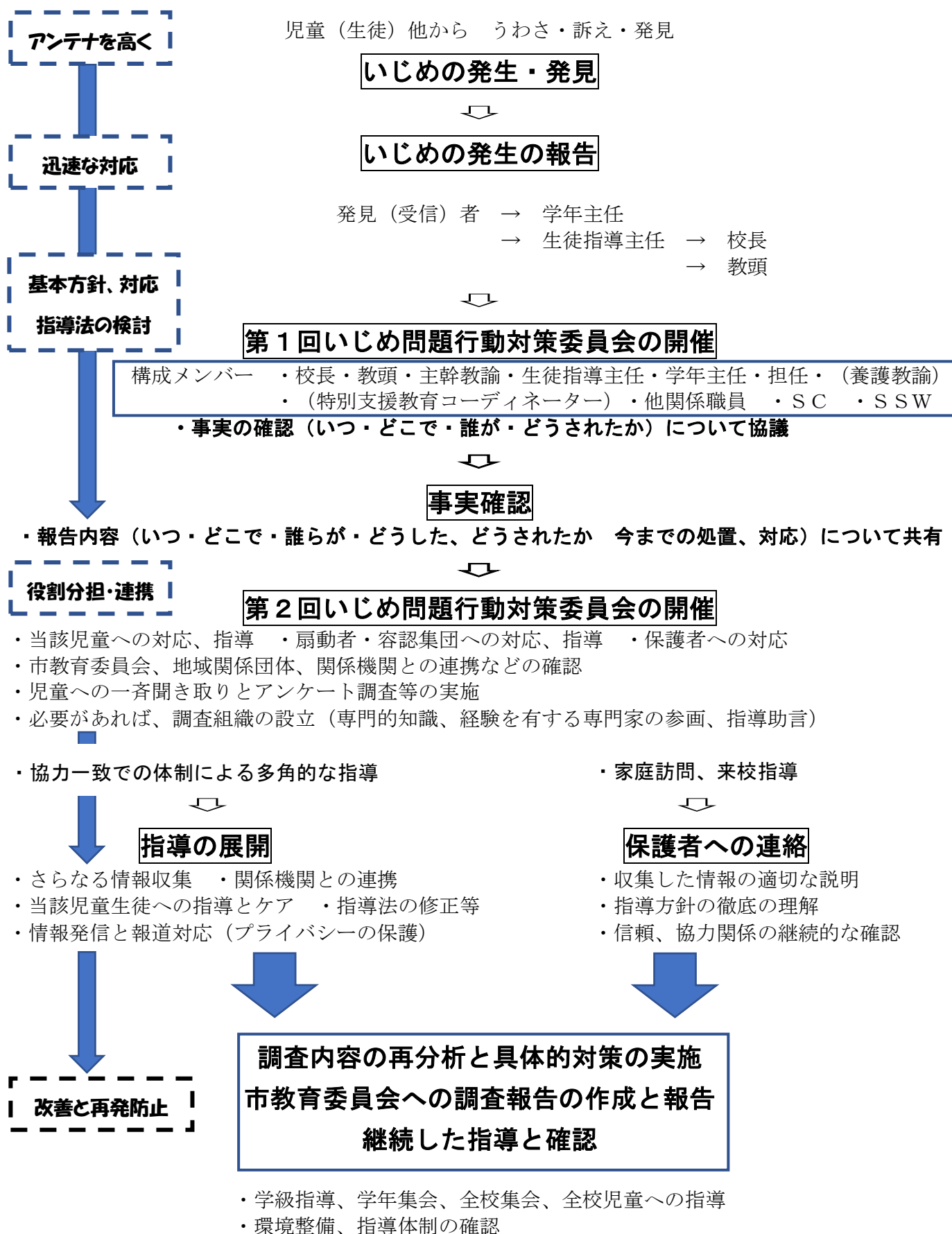
5：調査結果を踏まえた必要な措置

【長浜市教育委員会が調査主体の場合】

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

いじめ事態対応 具体的な対応

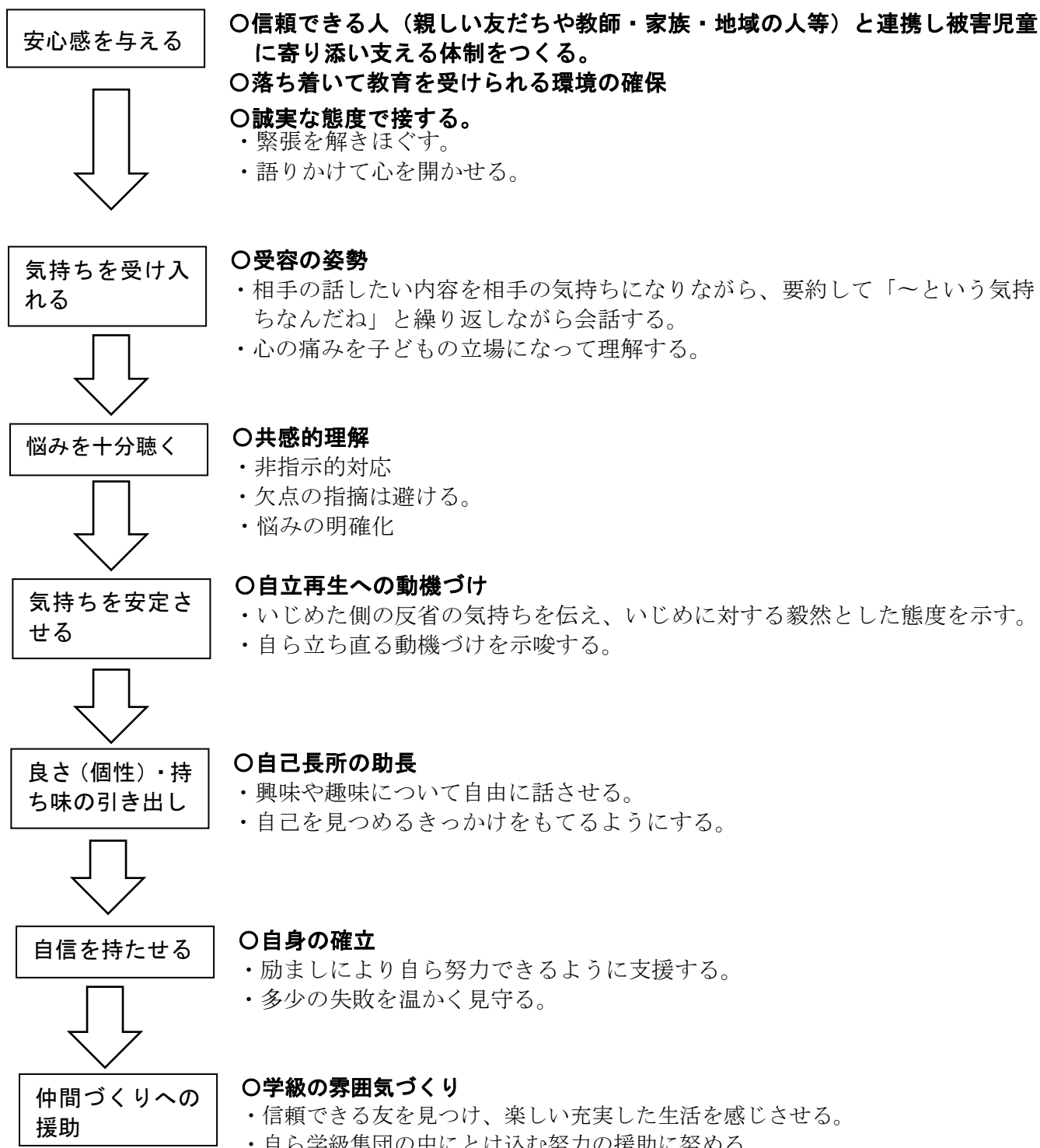
(1)いじめのうわさや訴えを知ったとき (組織的な対応)



いじめ事態対応 具体的な対応

(2)いじめの問題への指導の実際 (被害児童への対応)

被害児童への援助と指導

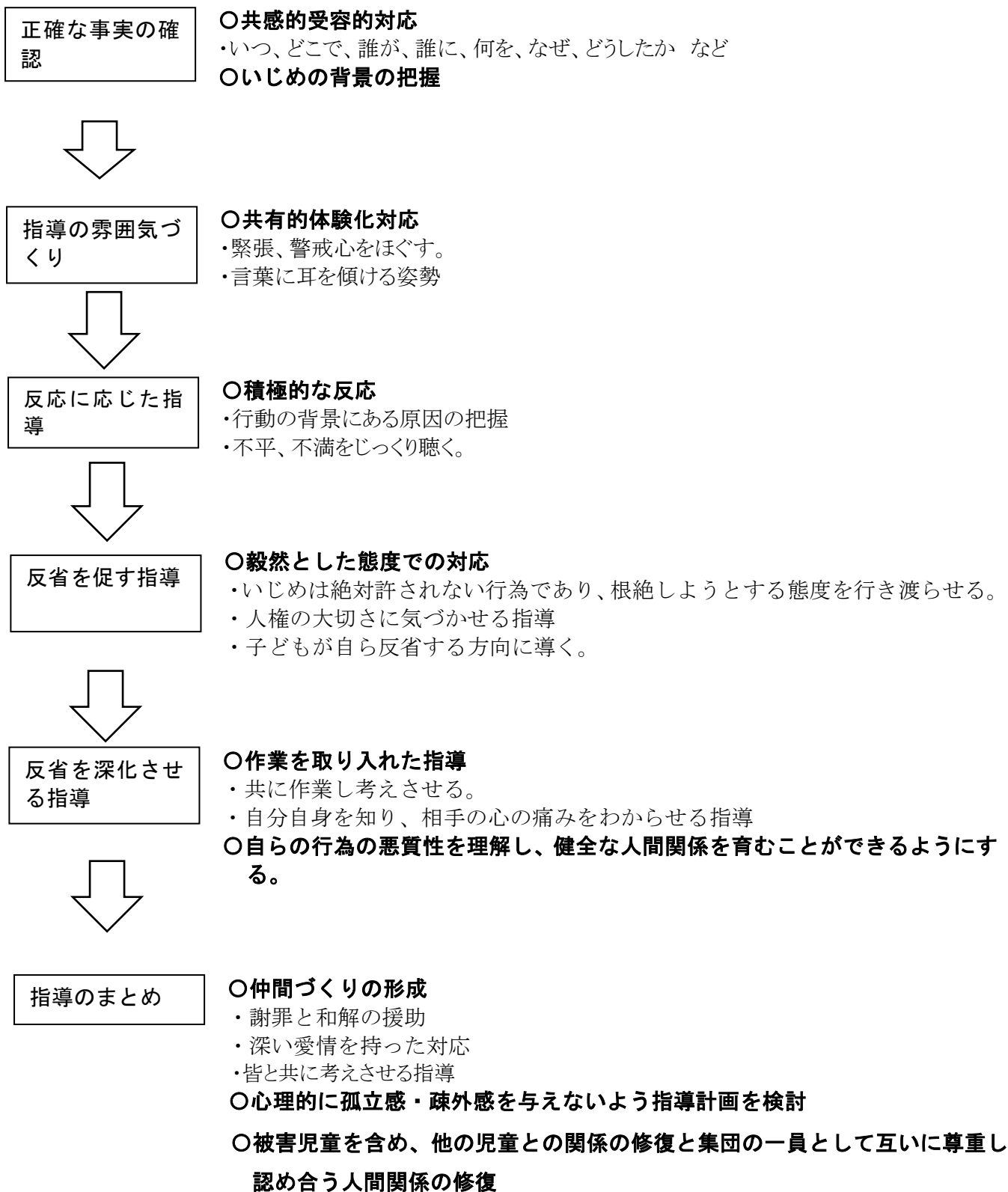


※いじめが「解消している」とは、いじめ行為が少なくとも3か月間止み、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていない状態を指す。いじめ解消に至るまで、細やかな見取りを行う。

いじめ事態対応 具体的な対応

(3)いじめの問題への指導の実際 (加害児童への対応)

加害児童への援助と指導



いじめ事態対応 具体的な対応

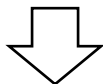
(4)いじめの問題への指導の実際 (学級・学年・全校集団への対応)

傍観者（扇動・容認）への援助と指導

いじめの状況把握

○いじめを許さない真摯な態度

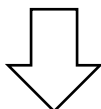
- ・いじめの認識の有無
- ・いじめを助長する雰囲気はないか。



全体指導の可否の判断

○いじめ再燃への可能性の判断

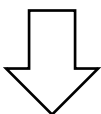
- ・被害者の孤立感の深まりがないか。
- ・本人への排斥がひどくないか。
- ・本人、保護者の学級担任への不信感が残っていないか。



被害者を最優先する指導

○いじめを解決する強い意志

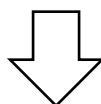
- ・被害者の気持ちをくみ取る指導
- ・被害者、保護者に不安感を与えない指導
- ・全体指導への被害者、保護者の理解



当事者としての意識化

○毅然とした態度での対応

- ・いじめの構造や心理の指導
- ・傍観者の果たす役割
- ・被害者の心情理解
- ・許されないいじめへの怒り



継続的指導のまとめ

○親和的集団の育成

- ・被害者、加害者を受け入れる雰囲気づくり
- ・正しいことが認められる雰囲気づくり
- ・悩みや困りごとが相互に出し合える学級、学年集団づくり
- ・人の良さが認め合える学校